

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 4 月 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、「怠る事実」とは、財務会計上の作為義務を負担しながら不作為状態を継続している場合をいうものと解される（昭和 5 4 年 1 1 月 3 0 日京都地裁判決）。

本件請求において、請求人は、事業者 A が令和 6 年度に交付を受けた障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金（以下「本件補助金」という。）について、A は雇用する介護職員等に支給していないにもかかわらず都への返還を免れている疑いが強いとして、都が同補助金を返還させるよう求めるべきところ、これを怠っている旨の主張をしていると解される。

このことについて、令和 6 年度東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱によると、同補助金の交付決定を受けた事業者は概算払により交付を受

け、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、実績報告書を別に定める期日までに知事に提出し、知事はこれを受け審査等を行い交付すべき補助金の額を確定することとしている。

事業者Aについて、本件補助金の交付状況を確認したところ、事業者Aに同補助金は概算払により交付されていたが、事業者Aは全額を返還するとして都へ実績報告を行っていた。都はこれを受け、補助金の額の確定処理を行い、納付期限を令和8年4月30日と定めて事業者Aに対して納入通知書を発行し、返還を求めていることを確認した。このことから、都が財務会計上の作為義務を負担しながら不作為状態を継続しているとはいえないから、上記⑤公金の賦課・徴収を怠る事実には該当せず、この他上記①から④まで及び⑥のいずれにも該当しないため、本件請求は、都の財務会計上の行為を対象としたものとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。